

# 婚姻届の書き方と注意点

## よくあるご質問



市役所に提出する日  
を書いてください。

Q. 婚姻届を提出するときには婚姻届以外に何が必要ですか

- A.
  - ・届出を持参する方の本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証など)
  - ・住民登録簿  
(住所変更又は世帯合併をする方のみ、詳細は裏面へ)
  - ・マイナンバーカードほか市役所が発行した氏名・住所の記載があるもの  
(氏名や住所が変わる人で開庁時間に届出される方のみ)
  - ・印鑑を届出人欄で使用した人はその印鑑  
(訂正印が必要なときを使います)

※外国籍の方が婚姻する場合は様々な書類が必要になりますので下記問合せ先までご相談ください。

Q. 婚姻届はいつ、どこで提出できますか

- A. ①, ②のいずれかで届出可能です。
  - ① 場所：豊田市役所市民課、各支所・出張所  
時間：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分、
  - ② 場所：豊田市役所南庁舎時間外窓口、足助支所時間外窓口  
時間：①以外の時間帯（土日祝、振替休日、年末年始）



## 時間外窓口について

時間外窓口では、警備員が婚姻届をお預かりし、記入内容の確認や連絡先の記入をします。届出の審査につきましては、翌開庁日に職員が行います。婚姻届の記載事項にご不明な点がある方は、事前に市民課戸籍担当までお問い合わせください。

## 夫妻の職業欄について

該当期間に婚姻届を提出する方は記入をお願いします。  
「同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯の主な仕事」にはあてはまる項目にチェック、「夫妻の職業欄」には数字を記入してください。（※別紙『職業・産業例示表』参照）

## 婚姻届に関する問い合わせ先



市民課 戸籍担当

TEL: 0565-34-6994

HPは  
こちらから



## 婚姻届

令和 年 月 日  
愛知県 豊田市  
長 殿

♡ 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
♡ 2名以上の成人の承認が必要です。証人欄（婚姻届右側）  
の全てを正確に記入してください。

記入の注意

(フリガナ) 氏 名	夫になる人		妻になる人																			
	トヨタ 氏 姓	イチロウ 名 姓	アイチ 氏 姓	ハルコ 名 姓																		
生年月日	昭和 □ 平成 □ 63年12月29日		昭和 □ 平成 □ 8年3月22日																			
住所	豊田市西町3丁目60番地 西町ハイツ207号		夫に同じ																			
住民登録をしているところ			番地 番号 (マンション名等)																			
本籍 外国人のときは 国籍だけを書いてください	愛知県豊田市千石町七丁目2番地 筆頭者 の氏名 豊田 太郎		愛知県豊田市上郷町五丁目1番地 筆頭者 の氏名 愛知 富夫																			
父母及び養父母の氏名	父 母	豊田 太郎 豊田 和子	父 母	小原 春男 愛知 彩香																		
父母との続柄	養父 養母		養父 養母	愛知 富夫 愛知 富夫																		
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	新本籍（左の団の氏の人がすでに戸籍の單頭者となっているときは書かないでください） 愛知県豊田市西町三丁目60番地																				
同居を始めたとき	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年4月 （結婚式をあげたとき、または、同居をはじめたとき のうち早い方を書いてください） <input type="checkbox"/> 結婚式も同居もしていない																					
初婚・再婚の別	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日		妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日																			
同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯の主な仕事と	<table border="1"> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5人)</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5人)</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>5. 1から4にあてはまらない他の仕事をしている者のいる世帯</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>6. 仕事をしている者のいない世帯</td> </tr> </table>				夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	夫	妻	3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5人)	夫	妻	4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5人)	夫	妻	5. 1から4にあてはまらない他の仕事をしている者のいる世帯	夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯
夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯																				
夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯																				
夫	妻	3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5人)																				
夫	妻	4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5人)																				
夫	妻	5. 1から4にあてはまらない他の仕事をしている者のいる世帯																				
夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯																				
夫妻の職業	(国勢調査の年… 令和7年 の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)																					
	夫の職業	05	妻の職業	03																		
その他																						
届出人署名 (※押印は任意)	夫 豊田 一郎 印		妻 愛知 春子 愛知																			

太枠内の訂正には、2人の訂正署名または訂正印が必要です。

婚姻後に夫婦で名乗る氏を選択してください。

新本籍は存在する地番しか置けません。

●●番地△△のように枝番号がある場合は、必ず枝番号まで記載してください。

署名欄は必ず本人が自署してください。

届出人・証人ともに押印は任意です。押印する場合はそれぞれの印(朱肉をつけて押す印鑑・認印で、婚姻前の氏のもの)を押してください。

# 住民異動届の書き方

## 転居・転入・世帯合併について



### 用語の説明

- ・転居…豊田市内でのお引越し
- ・転入…豊田市外からのお引越し
- ・世帯合併…夫と妻の世帯を一緒にすること

豊田市内にお引越しされた場合（転居・転入）や、同居していても住民票の世帯が別々の場合（世帯合併）は、住民異動届の提出が必要です。

※婚姻届だけでは住所の変更や世帯合併はできません。



### 持ち物

#### 転居・転入・世帯合併共通

- ・住民異動届
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・マイナンバーカード  
(お持ちの方、マイナンバーカードを使用した転出の手続きをされた方)



#### 転入のみ

- ・転出証明書  
前の住民登録地の市町村で発行されます。  
ただし、マイナンバーカードを使用した転出の場合は不要

## 閉庁時(時間外窓口)の案内

市役所閉庁時は、マイナンバーカードを使用した特例転入の受付はできません。転居・世帯合併及び紙の転出証明書を添付した転入等で婚姻届と同時に提出する場合に限り、受付が可能です。その際、マイナンバーカード等の変更手続きはできませんので、後日ご来庁ください。

※時間外窓口で婚姻届及び住民異動届を提出された場合、豊田市民の方の住民票に婚姻後の情報が反映されるのは、「翌開庁日の午後3時以降」が目安となります。



## 住民異動届に関する問合せ先

市民課 記録担当

TEL : 0565-34-6768

HPは  
こちらから



## 【氏が変わる方の住民異動届の記載例】妻が夫の氏に変わり、同時に転居する場合

A	届出日	令和 年 月 日	B	異動日	令和 年 月 日	
C	窓口に 来た人	<input checked="" type="checkbox"/> 異動者本人	氏名 (自署)	豊田 春子		
		<input type="checkbox"/> 世帯主	連絡先	090-0000-△△△△		
		<input type="checkbox"/> 代理人	住所（代理人は記入）	代理人が届出する場合は委任状を添付するか、下部の「委任欄」の記入が必要です。		
D	新しい 住所	ふりがな とよたし にしまち 豊田市西町3丁目60番地				
		アパート名・号数等		世 帯 主	ふりがな とよた いちろう	
		西町ハイツ207号			E 豊田 一郎	
F	今まで の住所	□転出証明書に同じ □特例転出済				
		豊田市東町11丁目29番地				
		アパート名・号数等		世 帯 主	G 愛知 富夫	
H	異 動 者	ふり	がな	生年月日 大昭平令 8・3・22	性別 男 妻	I 職業 学年
		氏	名			
		とよた	はるこ			
1	豊田	春子				
		旧姓（愛知）				

- 実際に窓口に持参した日を記入してください。
- 新しい住所に実際に住み始めた日を記入してください。未来の日付では手続きできません。※世帯合併届の際は空欄でよいです。
- 該当する欄に□をし、氏名を記入してください。（婚姻で氏が変わった方は婚姻後の氏名）※代理人の場合はお問い合わせください。
- E 新しい住所と新しい住所の世帯主を記入してください。
- F,G 今までの住所と今までの住所の世帯主を記入してください。（転入届の場合は、今までの住所が転出証明書の記載通りであるとき、「転出証明書に同じ」に「□」をすることで、F,Gの記入を省略できます。）
- H 住所が変わった方全員の氏名・ふりがなを記入してください。婚姻で氏が変わった方は旧姓も記入してください。
- I 新しい住所の世帯主との続柄を記入してください。